

○和泉市外部評価委員会規則

平成24年7月5日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）

第2条の規定に基づき、和泉市外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、別表に定めるところにより、行政外部の第三者視点からの評価、検証等を行う市の施策又は事業ごとに設置することができる。

(担当事務、組織等)

第3条 委員会の名称、担当事務、組織等は、別表に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他専門的な観点から評価を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から諮問に係る会議が終了した日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政評価担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

別表（第2条関係）

委員会の名称	担当事務、組織等
和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び和泉市総合計画に係る事務事業の評価等に関する外部評価委員会	(1) 担当事務 和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び和泉市総合計画に係る事務事業の評価、検証等に関すること。 (2) 委員定数 5人以内